

第3章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域包括ケアシステムを構築するための地域包括ケア計画として策定した前計画では、団塊世代が後期高齢者に達する平成 37（2025）年を見据えたものでしたが、平成 37（2025）年以降も団塊世代の加齢に伴う疾病リスクの高まりにより介護需要は増加し続け、さらには団塊ジュニア世代が高齢期を迎える平成 52（2040）年までは長期的に高齢化が進展することが見込まれています。

本計画は、前計画の後継となる計画として位置付けられるとともに、中長期的な介護需要の増加を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。そのため、基本理念は前計画の考えを継承し、その実現に向け取組を進めていきます。

基本理念

住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

今後、高齢化が進み、高齢者が社会から孤立しやすくなることや、医療や介護が必要となる高齢者の増加が予測されます。また、わが国における医療・介護サービスの提供体制は、高齢者を公的なサービスだけで支えることが難しくなっていくことから、今後は、新たな体制の構築が必要となります。

こうした中、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康寿命の延伸とともに、その人の状態に応じ、人生の終末期を医療機関などだけでなく、在宅での看取りを希望する人には、それを実現していくことが必要となります。そして、地域住民やボランティアなど、身近であたたかみのある支え合いや助け合いが重要となります。

これらを踏まえ、高齢者を取り巻く複雑・多様化した生活課題に対し、きめ細かく対応していくためには、「共助」「公助」といった制度や公的な福祉サービスの充実及び連携に加え、高齢者本人や家族による「自助」及び、地域のネットワークの再編や新たなボランティアの創出など「互助」の支援にも取り組むことが必要となります。

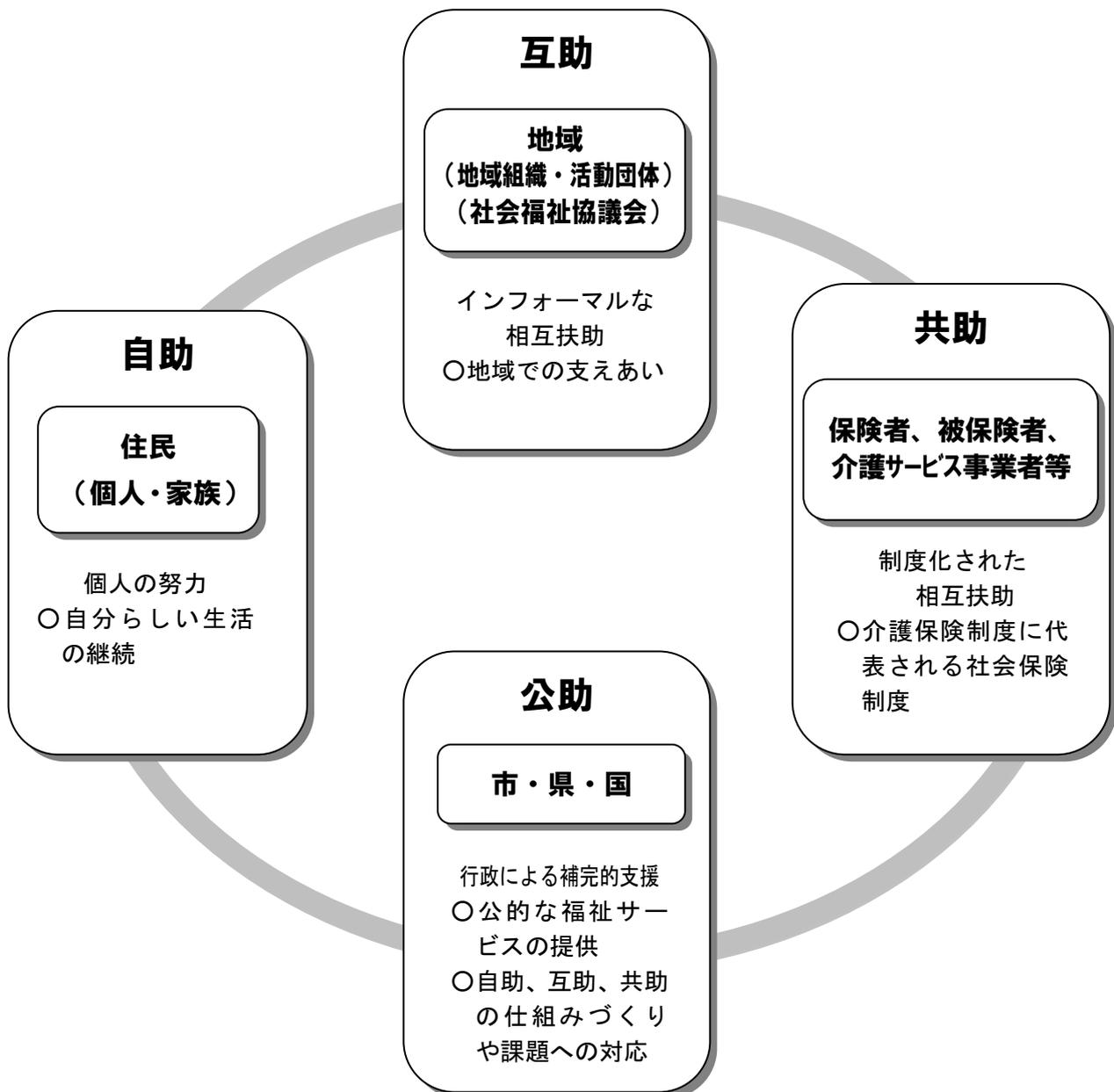
そこで、本計画では「住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの実現に向けた、まちづくりを推進していきます。

2 基本的な視点

基本的な福祉ニーズは、保険制度「共助」や公的福祉サービス「公助」で対応するという原則を踏まえつつ、高齢者自らが生活を支え、自分らしい生活を続ける「自助」やボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった「互助」のまちづくりを進めていくことが重要であり、とりわけ、「自助」「互助」については、地域における住民主体の課題解決力を高めていくことがいっそう重要となってきました。

これまでの医療や介護サービスに加え、多様な担い手がそれぞれの役割分担の下、協働により創り上げていくことが必要となります。

協働による取組のイメージ



協働によるまちづくりを進めていくためには、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進していくことが重要です。また、その体制づくりの支援として、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能及び様々な地域課題を「丸ごと」受け止める場を創ることで、地域共生社会の実現に向けて取組を進めていきます。

介護保険制度の改正や、本市における現状を踏まえながら、団塊世代が、75歳に到達する平成37（2025）年を見据え、本計画では、前計画から進めている地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を継続して推進します。

地域包括ケアシステムの実現に向けた主な取組

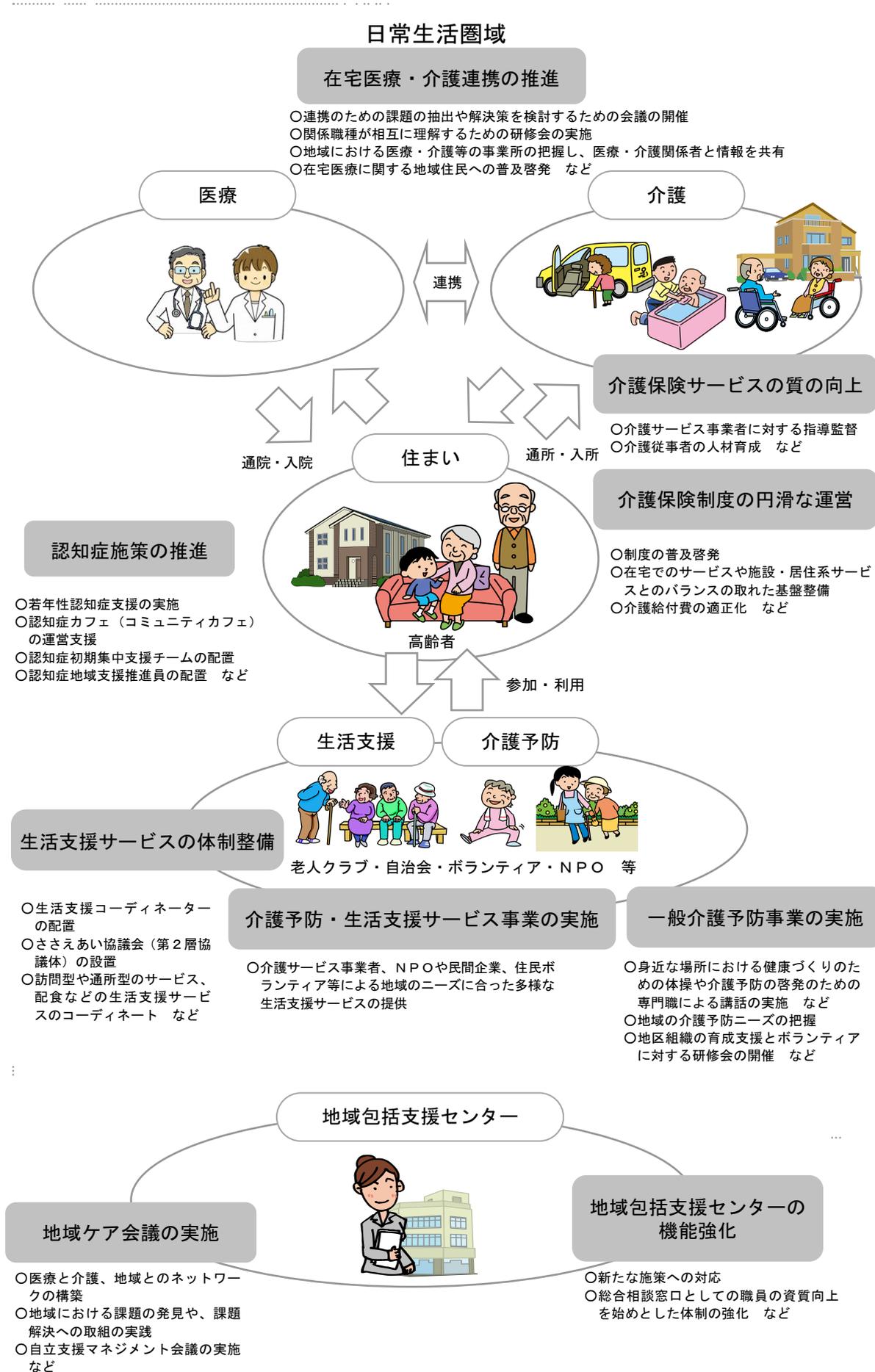
- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②地域包括支援センターの機能強化
- ③認知症施策の推進
- ④生活支援サービスの体制整備
- ⑤介護予防・生活支援サービス事業の実施
- ⑥一般介護予防事業の実施
- ⑦地域ケア会議の実施
- ⑧介護保険制度の円滑な運営
- ⑨介護保険サービスの質の向上

地域包括ケアシステムにおいて、重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域ケア会議において、個別の事案を積み重ねながら、地域における課題の発見や、課題解決への取組の実践、さらには、高齢者施策への反映などにつなげていきます。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、生活支援を必要とする高齢者が増えることから、生活支援サービスの充実を図ります。さらに、認知症高齢者についても、今後、増加していくことが予測されることから、早期に対応していくよう、認知症施策を推進していきます。

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であり、健康づくりと併せて介護予防の充実を図ります。たとえ、介護が必要な状態になった場合でも、適切に介護保険サービスを受けられ、医療との連携により継続的に生活を送ることができるよう支援体制を強化します。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



3 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の役割を明確とした目標を設定するとともに、これまでの「共助」「公助」はもとより「自助」「互助」への支援にも重きを置いた展開を図ります。

また、全ての目標をより効果的に推進していくため、地域における支援の担い手の確保が重要と考え、「人づくり」を基本目標の一つとして定めています。

基本目標 1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり 【自助】

今後、高齢者は増加しますが、その多くが元気な高齢者であり、貴重なマンパワーとして、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、社会の一員として活躍することができる環境づくりを推進します。

また、高齢者自らが生活を支え、維持していけるように、健康づくりや介護予防への自発的な取組を促進するとともに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくりなどの地域活動を含めた幅広い社会参加と地域の交流の活性化を促進します。

基本目標 2 高齢者を互いに支えあう地域づくり 【互助】

高齢者の多くは、住み慣れた地域での暮らしを望んでおり、高齢者福祉サービスや介護保険サービスなどの公的なサービスと併せ、地域での支え合いが重要になります。そのため、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能及び様々な地域課題を「丸ごと」受け止める場を設定したり、地域における住民主体の課題解決力を高めていき、支援が必要な人に適切なサービスを提供するとともに、地域福祉活動を推進し、住み慣れた地域で、互いに支え合う体制づくりに取り組めます。

基本目標 3

介護保険事業の円滑な管理運営

【共助】

介護が必要な状態になっても、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービス基盤の整備に継続して取り組みます。

さらに、介護保険制度が持続可能な制度として円滑に運営されるよう、介護保険制度に関する知識の普及啓発に努めるとともに、公平・公正なサービスの提供を行うため、介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組み、介護保険制度の信頼を高めます。

基本目標 4

高齢者が安心して暮らせるしくみづくり

【公助】

団塊世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年に向け、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「日常生活支援」の 5 つのサービスを一体的に提供する仕組みである地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

高齢者のニーズは複雑多様化しているため、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進及び認知症施策の推進に取り組みます。さらに、高齢者を介護する家族への支援を充実していきます。

また、本人の希望を尊重した終末期の迎え方について、理解を深める取組を進めます。

基本目標 5

高齢者の明日を支える人づくり

【人づくり】

高齢期に必要な幅広い情報を提供すること等により、本人の希望や選択に基づき、本人や家族が自ら考え、理解し、これからの生活に対しての心構えを持つことを促していきます。

また、地域の中にいる多様な人材が、ボランティアなどを通じて、その力を活かして地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう促進し、地域生活を支える担い手の育成を進めます。

さらに、介護保険サービス基盤の整備を着実に進めることを目的として、介護や相談に携わる人の育成を支援します。

4 計画の体系

地域包括ケアシステムを構築していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割の下、社会的動向や制度改正などを踏まえた施策を位置付け、さらに全ての施策をより効果的に推進していくための「人づくり」を目標として掲げ、以下の体系で施策を展開していきます。



5 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活できる体制づくりを目指し、きめ細かいサービスを提供するため、「日常生活圏域」を設定しています。

本市では、社会的、地理的、歴史的特性により、市内に9か所の市民センターを設置しており、各市民センターを中心とする9つのブロックを設定しています。各ブロックには、市民交流の場やコミュニティ活動などの中核となる公共施設を整備しており、コミュニティ活動を行ううえでまとまりのある単位と考えられることから、この9つのブロックを日常生活圏域として下表のとおり設定しています。

日常生活圏域



圏域	町名
I	加古川町
II	神野町・新神野・西条山手・山手・八幡町・上荘町(加古川以東のみ)
III	野口町
IV	平岡町
V	尾上町
VI	別府町
VII	平荘町・上荘町(加古川以西のみ)
VIII	東神吉町・西神吉町・米田町
IX	志方町

6 本計画の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、計画期間内において、推進する項目や取組の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適宜見直しを行い、計画の進行管理をします。結果や成果を評価すること、住民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

